

官報

号外 平成元年四月六日

○第百十四回 参議院會議録第九号

平成元年四月六日(木曜日)

午後四時二十二分開議

○議事日程 第九号

平成元年四月六日

午後四時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の會議に付した案件

一、元議員田中一君逝去につき哀悼の件

二、日程第一

一、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員田中一君は、去る二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞を下さげることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は我が国民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功勞を表彰せられさ

きに建設委員長通信委員長等の重任にあたられました元議員勲二等田中一君の長逝に対しまして哀悼の意を表しうやうやく弔詞を下さげます

○議長(土屋義彦君) 日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、検査官に矢崎新二君を、原子力委員会委員に大山彰君及び林政義君を、原子力安全委員会委員に寺島東洋三君及び都甲泰正君を、

また、国家公安委員会委員に富田朝彦君をそれぞれ任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、検査官、原子力委員会委員のうち大山彰君及び国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力委員会委員のうち林政義君及び原子力安全委員会委員のうち都甲泰正君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、原子力安全委員会委員のうち寺島東洋三君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長梶原清君。

審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年四月六日

大蔵委員長 梶原 清

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国及び地方の財政関係の安定化に資するため、国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特

例等の措置を講じようとするものであって、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成元年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、一兆四千四百四十三億円(昭和五十九年度における補助率等を基準とした場合)と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 高齢化社会に対応して、行政需要の拡大的確に応えるとともに、地方財政法第十条の趣旨を踏まえ、今後とも国庫負担制度の基本を維持し、国の補助負担金の整理に当たっては、その事務事業の性格及び国と地方間の財政秩序の維持を十分に勘案すること。

一 社会保障、文教行政等、国民のナショナルミニムムに関する制度及び負担の変更については、地方公共団体をはじめ関係団体の意見を十分に尊重すること。

また、国と地方の行財政の再配分に係る国の施策の変更に当たっては、地方自治の本旨に則り、地方公共団体の一方的な財政負担増をもたらしぬよう特段の配慮を払うこと。

一 国の補助金等については、国と地方との役割分担・費用負担の見直しを基本として整理合理化を行い、地方の自主性に委ねるべきものについては一般財源への振替等を行うよう努めること。

一 今回の措置が国と地方の財政関係に変更をもたらすものであり、またその一部が暫定措置であることを勘案し、地方公共団体に対する財政金融上の措置について特段の配慮を行うこと。

平成元年四月六日 参議院會議録第九号

元議員田中一君逝去につき哀悼の件 国家公務員等の任命に関する件 臨時特例等に関する法律案

平成元年四月六日 参議院會議録第九号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

一 地域振興と地域格差の是正を図るため、公共事業の長期計画の着実な進捗に努めるものとすること。

また、公共事業に係る補助負担率の昭和六十二年引下げ分については、平成三年度から復元するものとする。

一 義務教育費国庫負担制度については、共済費追加費用等の取扱いに關し、引き続きその趣旨及び経緯に特段の配慮を払うこと。

一 今回の特例措置に伴い発行される臨時財政特別債の元利の償還については、交付税の基準財政需要額に的確に算入するとともに、後年度における償還に係る国の所定の負担については、必ず交付税特別会計に繰り入れること。

一 年金に係る国庫負担金の繰延べにかかる元利の返済については、計画的かつ、速やかに繰入れ措置を講ずること。

一 法律の改廃については、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ、審議権を尊重し、法案提出のあり方に慎重を期すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年四月四日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

（小字及び一は衆議院修正）
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第十条)
- 第二章 大蔵省関係(第十一条—第十二条)
- 第三章 文部省関係(第十三条—第十五条)
- 第四章 厚生省関係(第十六条—第十八条)
- 第五章 農林水産省関係(第十九条—第三十一条)
- 第六章 運輸省関係(第三十二条—第三十六条)
- 第七章 建設省関係(第三十七条—第四十五条)
- 第八章 自治省関係(第四十六条—第四十七条)
- 第九章 地方公共団体に対する財政金融上の措置(第四十八条)

附則

- 第一章 総理府関係
（国土調査法の一部改正）
第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和六十三年度」を「平成二年」に改める。
（離島振興法の一部改正）
第二条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。
附則第五項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第三条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第七項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則第九項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。
6 別表道路の項及び林業施設の項の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、前項の規定にかかわらず、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五」と改め、同項を附則第九項とする。

（建設大臣が行う場合にあつては、十分の七・五）と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設

にあつては十分の八」とする。

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）
第四条 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。
第十五条第一項及び第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）
第五条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第六条の前の見出し中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第五条第一項に規定する経費のうち第一項各号に掲げる事業及び前項各号に掲げる事業に係るもの並びに第六条第四項、第七条第四項及び第八項並びに第八条第三項に規定する費用に対する平成元年度及び平成二年度における国の負担又は補助については、第六条第四項中「その全額を負担し、又は道路法」とあるのは「道路法」と、第七条第四項中「その全額を負担し、又は河川法」とあるのは「河川法」と、同条第八項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第八条第三項中「その全額を負担

平成元年四月六日 参議院會議録第九号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

第二章 大蔵省関係

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ十一の次に次の一条を加える。

第十八条ノ十二 政府ハ平成元年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担ニ付テハ平成元年度ニ於テ一般会計ヨリ同年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ下ラザル範囲内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ互ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ヲ損ハルコトナキ様平成元年度以後ニ於テ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ平成元年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及同項ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

(地震再保険特別会計法の一部改正)

第十二条 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

第三章 文部省関係

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号と

し、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。附則に次の二項を加える。

5. 第二条第一号及び第二号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第二項に規定する経費(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の五及び第九十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第百二十条第一号の規定により都道府県が負担する経費(次項において「追加費用に要する経費」という。)に限る。)及び附則第三項に規定する経費に対する平成元年度及び平成二年度における国の負担の割合については、第二条(附則第二項及び第三項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

6. 第二条第三号に掲げる経費及び附則第二項に規定する経費(追加費用に要する経費を除く。)に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条(同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。附則第九項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

附則に次の二項を加える。

11. 第五条第一号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第六項に規定する経費(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の五及び第九十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第百二十条第一号の規定により都道府県が負担する経費(次項において「追加費用に要する経費」という。)に限る。)及び附則第七項に規定する経費に対する平成元年度及び平成二年度における国の負担の割合については、第五条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

12. 第五条第二号に掲げる経費及び附則第六項に規定する経費(追加費用に要する経費を除く。)に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条(同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

第四章 厚生省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「の外」を「のほか」に、「十分の八」を「二分の一」に改める。

第五十五条中「十分の一」を「四分の一」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十七条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の二第一号及び第二号中「十分の八」を「十分の五」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第三十六條第五号の費用(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの設置及び運営に要する費用を除く。)については、その十分の五

四 第三十五條第二号及び第三十六條第三号の費用(第十九條の五の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

(精神保健法の一部改正)

第十八条 精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「十分の八」を「四分の三」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十九条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第二号中「十分の二」を「四分の一」に改める。

第七十五條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「十分の八」を「四分の三」に改め、

同条第二項中「前条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第二項中「十分の八」を「四分の三」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の二第二号中「十分の八」を「四分の三」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第二十二條 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び第二号」を「第二号及び第五号」に、「その十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八」を「その十分の五」に改め、同条第三項中「同項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「その十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八」を「その十分の五」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第二十三条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号及び第二号中「十分の八」を「十分の五」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「十分の八」を「四分の三」に、「十分の二」を「四分の一」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「十分の二」を「二分の一」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「十分の八」を「四分の三」に、「十分の二」を「四分の一」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十七条 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項及び第二十七条第三項中「十分の八」を「二分の一」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「及び第二十条から第二十三条まで」を「第二十条から第二十三条まで及び第二十五条」に改める。

第五章 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第二十九条 漁港法(昭和二十五年法律第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(森林法の一部改正)

第三十条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第三十一条 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

附則第五項(見出しを含む)中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

第六章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第三十二条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項の前の見出し中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十四項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十五項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十六項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十七項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十八項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第十九項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則第二十項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第三十二条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第三十五条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十六条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

第七章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第三十七条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「及び昭和六十三年度」を「ヨリ平成二年度迄/各年度」に改める。

(道路法の一部改正)

第三十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第四十条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度まで」に改め、同条中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第四十一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 第四条の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設大臣が行う改築については十分の六(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五、五)、その他の改築については十分の五・七五(土地区画整理事業に係るものにあつては十分の五・五)」とする。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第四十二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 第五条第二項の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「十分の五・七五(建設大臣が行うものにあつては、十分の六)」とする。

(河川法の一部改正)

第四十三条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(河川法施行法の一部改正)

第四十四条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第四十五条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

第八章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十六条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

附則第四項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第五項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第七条(見出しを含む)中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

第九章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第四十八条 国は、この法律の規定(第十一条、第十二条、第十六条から第二十八条まで及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の規定により平成元年度及び平成二年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業

の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、^{公布の日}平成元年四月一日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特別に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担

行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)、及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前年度の負担又は補助)は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。について適用し、昭和六十三年以前年度の負担又は補助は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

4 (地方財政法の一部改正)
地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条第一号中「及び恩給」を削る。
第三十二条の二中「昭和七十年」を「平成七年度」に改める。
第三十四条第一項第四号中「及び恩給」を削る。
第三十七条中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

5 (港湾整備特別会計法の一部改正)
港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二

十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十九項から第二十二項までの規定中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

〔梶原清君登壇、拍手〕

○梶原清君 たいだいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国、地方間の財政関係の安定化に資するため、昭和六十三年年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うこととし、補助率等につき、生活保護等に係るものは恒久化し、義務教育に係る恩給については一般財源化を図り、公共事業等については六十三年年度適用の補助率等を引き続き平成二年度まで適用することとする。ことに、厚生保険特別会計等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れについての特例を定めようとするものであります。

なお、本法律案においては、四十七法律に係る補助率等の見直し等を一括して行うこととしており、また、別途、地方交付税法の改正によりたばこ税を地方交付税の対象に加えることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、平成元年度暫定予算と本法律案との関係、多省庁にわたる補助率等の改

正を一括して提案することの当否、高齢化社会の進展に対応した財源確保のあり方、補助率に係る大蔵、自治両大臣の覚書の性格、補助率引き下げがもたらす住民負担への影響等について大蔵大臣ほか関係各大臣等に対し質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志吉裕理専、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。志吉裕君。

〔志吉裕君登壇、拍手〕

○志吉裕君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、反対の討論を行います。

この法案は、暫定予算絡みでいわゆる日切れ法案扱いとされ、わずかの審議日程で処理を求められたものであります。

補助金等の一律カットは国の財政事情だけを優先したものであることから、本院においては、この措置が地方公共団体の運営や国民の暮らしに多大な影響を及ぼすことを重視し、特別委員会を設

けて慎重に取り扱ってきたいきさつがあります。しかるに、四十七法律にわたり、しかも補助金カットは三年間とした政府の約束を公然と破る本法律案の審議において、特別委員会の設置はおろか連合審査もままならぬ日程で、国民生活に支障が出るから上げてくれとは一体何事でありませうか。与党の数を頼んで一瀉千里に事を運ぼうとする内閣のやり方は、国会軽視、審議権侵害も甚だしいと言わなければなりません。

そもそも暫定予算には政策経費を計上しないのが財政法の精神であり、新たな立法を予定してはならないものとされております。それは、予算案の否決とか内閣の総辞職、解散など、真にやむを得ない場合に緊急避難的に編成を許される暫定予算の性格によるものであります。予算案が否決されるという場合は、その内閣の目的遂行を認めない、すなわち不信任と解されるのが通説であるが、今度の場合のように疑獄事件のあおりで予算審議すらできずに暫定予算を余儀なくされる事態は、まさに不信任と同じ意味を持つものであります。

リクルート疑惑の解明を避けて国会の審議機能を停止させ、予算審議も滞らせてひたすら忍の一字で無為無策を続ける内閣は、総辞職もしくは解散によって民意を問うべきものであって、政策予算を組んだり本法のごとき新たな立法を予定してはならない。本法律案に反対する第一の理由であります。

さて、国の補助金等のカットは、一律というやり方が示すように、あくまでも国の財政事情による緊急避難でありました。したがって一年限りの約束でしたが、三年にも延長され、あげくの果てに復元どころかその多くを引き下げたまま固定化

平成元年四月六日 参議院会議録第九号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

しようというのであります。これは重ね重ねの約束違反であり、断じて容認できません。しかも、カットの要因だった国の財政事情は史上まれに見る増収に恵まれ、もはや一方的に地方に対して負担転嫁を強いる状況ではありません。財政事情を言うのであれば、不足財源の大半を財源対策債に頼り、補助金カットだけで五兆円にも上る国の肩がわりを強いられてきた地方団体の方がより厳しいのであります。財政的にはなおカットを続ける理由は全く存在しません。

私は、国の補助金等をすべてとどおりで継続せよ、補助率引き下げは断じて相ならぬなどと主張しているものではありません。個別にその根拠や合理性を吟味し、地方自治の本旨に基づいて、国と地方の役割分担とそれに伴う権限、財源の調整を念入りに行うことによって政廃しもしくは増減の措置をとることはけだし当然でありましょう。しかしながら、本法がそのような人念な作業や合理的判断を行ったものとは認めがたいのであります。足して二で割るか、半分半分か、さもなければ先送り。いかにも場当たり的、その場しのぎの論法で補助負担割合を律することは将来に禍根を残すものと憂えるのであります。

次に、個別の内容についての意見を述べます。生活保護は憲法二十五条の要請を満たす国の基幹的事務であり、補助金とはその性格を全く異にするものであります。この負担割合をめぐってはしばしば国と地方及び政府内部での論争や綱引きが行われ、昭和二十九年には時の厚生大臣が職を賭すという事態も発生いたしております。このような先人によって守られた負担率を引き下げ、恒久化を図ろうとする本法において、現職厚生大臣

の使命感はいかなるものであったのか、その片りんすらも認めることができないのは慨嘆にたえません。生活保護は全額国庫負担の基調を貫くよう主張いたします。

義務教育費国庫負担の大宗をなす給与費について、その重要な構成要素である共済費用等を区分けし、国と地方の負担変更を行う合理性は認められません。

児童福祉、老人福祉などの事務が団体事務とされたゆえをもって引き下げたまま固定化させることも、国民のナショナルミニマム達成に国と地方がどのような役割を果たすのか、その相互関係も未整理のまま補助率だけを先行させるうらみが強いのであります。

二年間の先送りとなった公共事業は、年々予算総枠の変化はあっても各事業分野の配分比率は常に一定であります。ということは、国民のニーズや事業の緩急轻重にかかわらず役所の綱張りにとだわった予算配分が行われていることを示すものであって、この際思い切った対象事業の見直しを行い、可能な限り地方公共団体の分野に組み入れることを主張いたします。

以上、個別の事項についての問題点を指摘し、主張を行いました。が、本法案はあらゆる意味において合理性に乏しく、納得できるものではないので、一たんはカット以前の姿に戻して再検討を行うべきであります。

最後に私は、政府が日本列島を消費税パニックに陥れたままその実施を強行したことに抗議し、速やかに廃止の措置をとるよう強く要求するものであります。

政府は、消費税に対する納税者、国民の反乱を

甘く見て、新税への納税者心理やなじみ薄さ、ネット減税に対する理解不足のせいに行っているようだが、これほど民意に鈍感で見当違いなものはない。

鈍感といえば、消費税を払わぬ客には売らなければいいと公言した大蔵事務次官も相当なものでして、消費税で客と気まずい立場に置かれる事業者の気持ちも全然わかつちかしいない。昔、貧乏人は麦を食えと言った大臣がいたが、民意に鈍感なのはどうやら大蔵省の伝統のようである。とまれ、国民は政府が期待するようにいずればなれて納得するだろう、実はそうはならない。毎日この税と顔を会わせながら反乱の輪をどんどんと広げていくのであります。

今さら消費税の欠点をあげつらうこともないが、国民の強い拒否反応は、この税が税制の命ともいべき公平、公正、そしてわかりやすさの原則にことごとく反するからであります。あえて公正に關してつけ加えるならば、国民はリクルート疑惑へのいら立ちと政治不信を強め、この税を定めた政府の公正を全く信じないのであります。限りなく低い内閣支持率をまつまでもなく、このことだけでも消費税に対する国民の合意形成はおよそ不可能であります。

政府は、また、消費税の導入によって日本の税制が先進国並みになったかのように言うが、その付加価値税の長所をことごとく取り去って、不公平税制の見本のように仕立て上げたのが消費税であります。先進国並みを言うなら、事税制改革に關して政権党の多数を頼んで法案を成立させた例がないことを見習うべきであります。

地方自治体の消費税転嫁が消極的なことを息巻

く前に、地域と自治体には消費税を実施する政治的基盤がなくなっていることに気づくべきであります。

税の公平、公正を認識した国民の合意なくして税制は何一つ目標を達成することはできません。重ねて消費税の廃止を強く主張し、本法律案に対する反対の討論といたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 土屋 義彦君 |
| 副議長 | 瀬谷 英行君 |
| 議員 | 及川 順郎君 |
| | 片上 公人君 |
| | 勝木 健司君 |
| | 平野 清君 |
| | 劉田 貞子君 |
| | 猪熊 重二君 |
| | 橋本孝一郎君 |
| | 木本平八郎君 |
| | 青木 茂君 |
| | 太田 淳夫君 |
| | 中野 鉄造君 |
| | 小西 博行君 |
| | 星 長治君 |
| | 塩出 啓典君 |
| | 馬場 富君 |
| | 広中和歌子君 |

平成元年四月六日 参議院会議録第九号 議長の報告事項

林 健太郎君	竹山 裕君
鶴岡 洋君	峯山 昭範君
飯田 忠雄君	和田 教美君
柳澤 鍊造君	林 寛子君
中野 明君	高桑 栄松君
中西 珠子君	栗林 卓司君
関 嘉彦君	北 修二君
遠藤 政夫君	三木 忠雄君
多田 省吾君	高木樵太郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君
田中 正巳君	熊谷太三郎君
青島 幸男君	西川 深君
陣内 孝雄君	石井 一二君
工藤万砂美君	下村 泰君
佐藤謙一郎君	前島英三郎君
松岡滿壽男君	矢野俊比古君
石井 道子君	守住 有信君
青木 幹雄君	曾根田郁夫君
志村 哲良君	海江田鶴造君
岡野 裕君	井上 孝君
高木 正明君	堀江 正夫君
真鍋 賢二君	森田 重郎君
大河原太一郎君	高平 公友君
井上 裕君	伊江 朝雄君
後藤 正夫君	堀内 俊夫君
佐々木 満君	亀長 友義君
長谷川 信君	嶋崎 均君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 睦男君	服部 安司君
石本 茂君	長田 裕二君
鈴木 省吾君	井上 吉夫君
梶木 又三君	寺内 弘子君

添田増太郎君	出口 廣光君
水谷 力君	宮島 滉君
二木 秀夫君	宮崎 秀樹君
松浦 孝治君	野沢 大三君
永野 茂門君	小野 清子君
上杉 光弘君	大塚清次郎君
木宮 和彦君	久世 公堯君
香掛 哲男君	柳川 覺治君
山岡 賢次君	大城 眞順君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
向山 一人君	森山 眞弓君
藤井 孝男君	倉田 寛之君
大浜 方栄君	山本 富雄君
田代由紀男君	谷川 寛三君
前田 勲男君	斎藤 十朗君
下条進一郎君	村上 正邦君
増岡 康治君	鳩山威一郎君
中村 太郎君	山内 一郎君
西村 尚治君	初村瀧一郎君
桧垣徳太郎君	中西 一郎君
林田悠紀夫君	山崎 竜男君
河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君
吉川 芳男君	吉村 眞事君
秋山 肇君	野末 陳平君
洲上 眞雄君	永田 良雄君
中曾根弘文君	高橋 清孝君
田辺 哲夫君	田 英夫君
斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君
鈴木 貞敏君	山口 哲夫君
山本 正和君	久保田眞苗君
松浦 功君	福田 宏一君
仲川 幸男君	名尾 良孝君

田沢 智治君	関口 恵造君
川原新次郎君	小川 仁一君
石原健太郎君	板垣 正君
岩本 政光君	大木 浩君
岡部 三郎君	梶原 清君
山東 昭子君	斎藤栄三郎君
岡田 広君	大鷹 淑子君
大島 友治君	遠藤 要君
青木 薪次君	鈴木 和美君
坂元 親男君	坂野 重信君
金丸 三郎君	原 文兵衛君
志村 愛子君	平井 卓志君
小山 一平君	一井 淳治君
千葉 景子君	吉井 英勝君
吉川 春子君	内藤 功君
田淵 勲二君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	下田 京子君
佐藤 昭夫君	橋本 敦君
糸久八重子君	稻村 稔夫君
近藤 忠孝君	諫山 博君
中村 哲君	上野 雄文君
佐藤 三吾君	大森 昭君
穂山 篤君	杏脱タケ子君
村沢 牧君	大木 正吾君
丸谷 金保君	矢田部 理君
志苦 裕君	山中 郁子君
吉岡 吉典君	浜本 万三君
対馬 孝且君	赤桐 操君
立木 洋君	市川 正一君
野田 哲君	安恒 良一君
福岡 知之君	本岡 昭次君
小野 明君	秋山 長造君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞件を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

川原新次郎君 補欠 金丸 三郎君

法務委員

斎藤栄三郎君 補欠 工藤万砂美君

大蔵委員

工藤万砂美君 補欠 斎藤栄三郎君

農林水産委員

坂野 重信君 補欠 本村 和喜君

逓信委員

本村 和喜君 補欠 坂野 重信君

辞任

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成元年度一般会計暫定予算

平成元年度特別会計暫定予算

平成元年度政府関係機関暫定予算
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
国立劇場法の一部を改正する法律案
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対する答弁書

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
平成元年度一般会計暫定予算
平成元年度特別会計暫定予算
平成元年度政府関係機関暫定予算
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
国立劇場法の一部を改正する法律案
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
小野 清子君 補欠
下条進一郎君
鈴木 貞敏君 志村 哲良君
辞任
志村 哲良君 補欠
鈴木 貞敏君
下条進一郎君 小野 清子君
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大蔵委員
和田 教美君 補欠
中野 鉄造君
辞任
中野 鉄造君 補欠
和田 教美君
辞任
太田 淳夫君 補欠
広中和歌子君
議院運営委員
廣中和歌子君 補欠
太田 淳夫君
同日議員から次の質問主意書が提出された。
野球場の安全対策に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記
異動前の氏名 異動後の異動年月日
官職名 官職名
警察庁長 半田 嘉弘 警察庁警務局長 平元・四・一
計課長 井関 英男 宮内庁書 同
皇室経済 木下 昌浩 (解職) 同
郵政大臣 代理
官房総務 代理
同日内閣総理大臣から議長宛、去る二日大蔵省関税局長富祐一郎君の第百十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。
警察庁長官官房会計課長 田中 節夫君
皇室経済主管 永岡 祿朗君
大蔵省関税局長事務代理 源氏田重義君
郵政大臣官房経理部長 小野沢知之君
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房会計課長田中節夫君外三名(同日議長承認)を第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
山口 哲夫君 補欠
鈴木 和美君
辞任
大蔵委員
坪井 一字君 補欠
坂元 親男君
中村 太郎君 松浦 孝治君

鈴木 和美君 山口 哲夫君
 本岡 昭次君 山本 正和君
 社会労働委員
 山本 正和君
 補欠

山本 正和君 本岡 昭次君
 補欠
 商工委員
 松浦 孝治君 中村 太郎君
 補欠

坂元 親男君 坪井 一字君
 補欠
 運輸委員
 坂元 親男君 坪井 一字君
 補欠

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(閣法第六号)

同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四十一条の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

近く辞任予定の辻敏一(の後任) 矢崎 新一

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

四月十四日任期満了による再任

大山 彰

同日任期満了の門田正三(の後任)

林 政義

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全

委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

四月二十日任期満了による再任

寺島東洋三 都甲 泰正

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

昭和三十二年十二月三十日辞任の高辻正己(の後任) 富田 朝彦

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員
 辞任 坂元 親男君 久世 公堯君
 国会法第四十二條第二項(但書の規定によるもの) 補欠 富田 朝彦
 国会法第四十二條第三項の規定によるもの

山本 富雄君 二木 秀夫君
 松浦 孝治君 中村 太郎君
 中野 鉄造君 高木健太郎君

文教委員
 辞任 高木健太郎君 中野 鉄造君
 補欠

商工委員
 辞任 中村 太郎君 松浦 孝治君
 補欠

運輸委員
 辞任 二木 秀夫君 山本 富雄君
 補欠

議院運営委員

久世 公堯君 坪井 一字君
 補欠
 同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

産業・資源エネルギーに関する調査会
 理事 倉田 寛之君(宮島渥君の補欠)
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 野球場の安全対策に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)
 本日委員長から次の報告書が提出された。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(閣法第六号)審査報告書

消費税法実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によって提出する。
 平成元年三月二十二日 猪熊 重二

参議院議長 土屋 義彦殿

消費税法実施に関する質問主意書

政府は、現在、消費税法の本年四月一日実施を旨として、事業者に対する右税制の周知徹底を図るとの目的の下に、消費税法を独自に解釈したうえで、種々の行政指導を行っている。

しかし、消費税法は、その運用の如何によつては、以下述べるとおり、憲法第十四條(法の下の平等)、第二十九條(財産権の保障)、第三十條(納税の義務)及び第八十四條(租税法主義)の各条項に違反するおそれが多い。

右のような観点に立つて、以下五点にわたり、政府に質問する。
 第一点 消費税の転嫁について
 一 問題の所在

間接税については、講学上「租税負担の転嫁が行われ、法律上の納税義務者と租税の実質上の負担者が一致しないことを立法者が予定している租税」といわれている。

今般の消費税も、間接税として、右のような「転嫁」が行われることが当然に予想されていると言えらる。

しかし、法は、先ず第一義的に、法として存在する形式すなわち公布された法律の条文の形態において、その規範内容が解釈確定されなければならない。

右の講学上の間接税の定義が直ちに法の解釈を規律するものではないし、また立法意思と言えども、法の客観的存在形式を超越して、法の解釈基準となるものでもない。

このような観点から、消費税法及び租税改革法を検討した場合、「転嫁」の法律的必然性、換言すれば事業者から消費者への租税負担の転嫁が法律上の義務として関係者に課されているという事態は、認められたいと考えられる。

何故なら、①消費税法の条文には、右の転嫁に関する直接的規定は存在しない。同法附則第三十條の存在は、事業者に対する転嫁の法的義務の有無とは関係のないところである。それ故、同法から、転嫁の必然性を法的に導き出すことはできない。②税制改革法には転嫁に関する条項が存在する(第十一條)。

しかし、「事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」との規定は、転嫁が事業者にとって取引の一般的常態であることとを宣言したにすぎず、転嫁を事業者の法的義務としたものとは考えられないし、また、「国は消費税の転嫁に寄与する」ために必要な施策を講ずることが規定されているが、この規定も、国の努力義務を規定しているだけであつて、やはり、事業者の法的転嫁義務を規定しているものではない。

要するに、消費税法の規定の下において、事業者は、消費税を消費者に転嫁するか、それとも納税義務者として自己の経済活動の枠内において消費税を自己の負担とするか、両者の選択は全く事業者の自由とされていると言わねばならない。

しかるに、現在政府が行っている転嫁に関する諸施策は、あたかも転嫁が事業者の法的義務とされるかのごとき立場に立っていると言わねばならない。そうとすれば、事業者は、国民の一人として、「法律の規定なくして国法上の義務を負担することはない」とする憲法の法治主義の原理からみて、違法な負担を迫られているものと言わざるを得ない。

そこで、右の観点から、政府に対し、転嫁に関し、以下のとおり質問する。

二 政府に対する質問

1 政府は、事業者が、自己に課税された消費税を、次の事業者もしくは最終の消費者に対し、転嫁すべき法律上の義務を負っていると考えるか。

2 仮に、右の点につき積極に解するのであ

れば、その法律上の根拠は何であるか。

3 仮に、右の点につき積極に解するのであれば、政府ないし行政機関による次のごとき施策は、いかなる法的根拠に基づいて行われかつ合法とされるのか。

第一 納税義務免除業者が、その旨の表示(当該事業者が消費税を消費者に負担させない趣旨を表した表示)をなすことは相当でない旨の公正取引委員会の見解(昭和六十二年十二月二十七日、公正取引委員会による税額転嫁に関する手引書「ガイドライン」)並びにこの見解に従った政府の行政指導

第二 東京都をはじめとする全国の地方自治体が、消費税を消費者に負担させず(すなわち消費税を転嫁せず)に、財政上の措置によってこれを納付するとの方針に対する政府の否定的行政指導

第三 政府が事業者団体等における消費税法解説・説明会において、転嫁が事業者の法的義務であるかのごとく実施している行政指導

第二点 消費税制下において消費者が支出する負担金の性質について

一 問題の所在

わが国においても、従前より、個別間接税が実施されている。この個別間接税制の下においても、消費者が支出を余儀なくされる負担金の性質がいかなるものであるかは、重大な問題であつたといえる。

しかし、個別間接税制である限りにおいて、課税対象が限定されているため社会的影響が少なかつたし、また、それ以上に、国民は消費するかどうかの自由を保有しているが故に、「消費なければ負担なし」の原則に従い消費しないことによつて負担から自由であり得た。

そのため、負担金の法的性質についても、格別の検討がなされなかつたと考えられる。

しかし、今回の消費税法は、従前の個別間接税と全く異質なものである。すなわち、同法によれば、極めて僅少の例外を除き、すべての国民に対し、国民生活の全領域にわたる、すべての消費・すべての役務の提供に消費税が課されることとなつている。

従つて、国民は、個別間接税制の下におけると異なり「消費なければ負担なし」という立場に立つことは不可能の状態に置かれることとなつた。すなわち、国民は、生存を維持するためのすべての生活資料の購入に対し負担金の支出を余儀なくされる法的状態に置かれることとなつたのである。

今般の消費税法によつて、国民は、負担金の支払をなすか否かの自由を全面的に喪失することとなつた。この国民の受ける不利益は、質問第一点において述べた消費税の転嫁が、事業者にとって法的義務であるか否かとは無関係の問題である。何故なら、事業者にとって転嫁が法的義務であるならばより一層明確に、それが法的義務でないこと認められた場合であつても事業者が転嫁を意図する限りにおいて必然的に、負担金の支出を強制されるからである。

かかる事態の下において、すべての国民が支出を余儀なくされる負担金について、その法的性質、換言すれば、かかる負担を課すことの法令上の根拠が明確にされなければならぬ。

何故なら、国民は、財産権を侵されない憲法上の権利を保有しているから、明確な法律の根拠なしに、負担金の支出強制によつて財産を喪失せしめられるいわれはないからである。

そこで、右の観点から、政府に対し、負担金の性質に関し、以下のとおり質問をする。

二 政府に対する質問

1 政府は、消費税法により、消費者である国民のすべてが、生存を維持する限りにおいて、事実上負担金の支出を強制されることとなる状態(国民が負担するかどうかの自由意思を喪失せしめられる状態)に在ることを承認するか。

2 政府は、消費者たる国民が、消費に際し、事業者に支出することを法的に強制される負担金が、いかなる法的性質の金銭支出であると考えているか。

特に、右負担金が①租税であるのか、②租税以外の公的賦課金であるのか、③事業者が納税義務者として国に納付すべきことを条件として、消費者たる国民が事業者に対し支払うべき公的負担金であるのか、④国が消費税法に基づき、事業者に対し、消費者たる国民から領得することを特に認めたる事業者の取得金であるのか、否か、を各

かかるとして、消費者たる国民が事業者に対して支払うべき公的負担金であるのか、④国が消費税法に基づき、事業者に対し、消費者たる国民から領得することを特に認めたる事業者の取得金であるのか、否か、を各

別に指示した上で、負担金の法的性質を明示されたい。

8 仮に、政府が消費者たる国民の強制負担金につき右の④もしくはこれに類似する法的性質を有するものであるとしている場合、政府は、特定の国民(事業者)が特定の国民(消費者)から財産を強制的に領得することを容認する法律は、憲法第十四条(法の下平等)・第二十九条(財産権の保障)第十三条(個人の尊重)の規定に違反するとは考えないのか。

もし、違憲でないと考えるのであれば、合意であることの理由を詳述されたい。

第三点 納税義務免除事業者の徴収金について
一 問題の所在

消費税法第九条によれば、小規模事業者は消費税の納付義務を免除されている。

右規定によれば、小規模事業者は、消費税を納税する義務を負っていないのであるから、消費者から、課税資産の譲渡に際し、消費税を徴収すべき立場にないと考えられる。何故なら、消費者に転嫁すべき消費税(自己が納税すべきものとされる消費税)が存在しないからである。

右のような理論と、小規模事業者が仕入れにおいて負担した消費税の処理を如何にするべきかという問題とは別個の問題である。

小規模事業者は、仕入れにおいて負担した消費税を、譲渡代金に加算して消費者から領収することにより、加不足のない通常の事業を営むことができるのであって、この範囲を超えて消費者から金銭を受領するいわれは

まったく存しない(この仕入れにかかる消費税額の譲渡代金への加算は、いわゆる消費税の転嫁の概念とは異なる概念である。確かに、取引の前後階における消費税を、最終の消費者たる国民が実質的に負担するという意味においては、直前事業者の消費税が中間省略の形式で消費者に転嫁されているが、これはいわゆる転嫁の概念とは別個である)。

ところで、政府は、納税義務を免除されている小規模事業者に対して、消費者たる国民に消費税を転嫁し得るとの前提の下に、種々の行政指導を行っている。そこで、右の観点から、政府に対し、右業者の徴収金の法的性質に関し、以下のとおり質問する。

二 政府に対する質問

1 政府は、納税義務免除事業者が、課税資産の譲渡等につき、消費者から、課税標準につき三分に相当する金銭(徴収金という)の交付を受けることができるか。

2 仮に、右につき、積極と考えるのであれば、

(1) その法的根拠は、いかなる法規のいかなる規定に基づくものであるか。

(2) 右事業者が消費者たる国民から交付される徴収金は、いかなる法的性質を有する金銭か。

特に、右徴収金は、①租税であるのか、②租税以外の公的賦課金であるのか、③事業者が納税義務者として国に納付すべきことを条件として、消費者たる国民が事業者に対し支払うべき公的負担金であるのか、④国が消費税法に基づ

き、事業者が消費者たる国民から領得することを特に認められた事業者の取得金であるのか、否か、を各別に指示した上で、徴収金の法的性質を明示されたい。

3 右徴収金は、右事業者にとって自己の所得であるのか。

(1) 所得であるとすれば、それはいかなる名目による所得であり、また、この所得は所得税ないし法人税法上の課税所得となるのか。

(2) 所得でないとすれば、それは、何人の所有の客体であるのか。また、事業者は、いかなる法的根拠によって右徴収金を保有するのか。

4 政府は、国家が、一方の国民(消費者たる国民)から他方の国民(小規模事業者)に対し、法律上の何の対価関係もなしに金銭授受を強制することは、憲法第十四条(法の下平等)に違反するとは考えないのか。

仮に、違反しないと考えるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

第四点 限界控除・簡易課税について

一 問題の所在

消費税法によれば、限界控除(第四十条)及び簡易課税(第三十七条)の制度が規定されている。

右の両制度とも、特定の事業者に対し、消費者たる国民から消費税として交付を受けた金銭のうち、特定部分について、納税義務を免除するものである(特定の計算方式により、本来事業者が消費税として消費者から交付を

受けた金額に比し、より少額の金額を消費税額とみなすことにより、残留部分の金額の納税義務を免除するものである)。

右両制度の下において、消費者たる国民は、法的強制の下に、消費税(ないしその転嫁による負担)として、右金銭を事業者に支出したものである。消費者たる国民は、事業者の所得(利得)となる金銭を、生活必需品の購入に際し、事業者に支出・交付したものである(本来国民は、事業者の所得となる金銭の支出を法律上強制されるべき義務を、国法上何ら負っていない)。

納税の便宜その他如何なる事由によっても、国家が、法律ないしその適用の場面に於いて、特定の国民の利得のために、特定の国民に負担を強制することは、憲法第十四条、第二十九条に違反することであって許されないところである。

そこで、右の観点から、政府に対し、事業者の下にある残留金に関し、以下のとおり質問する。

二 政府に対する質問

1 政府は、右事業者の下に残留する金銭が右事業者にとっての所得であると考えるか。

(1) 所得であるとすれば、それはいかなる名目による所得であり、また、この所得は所得税ないし法人税法上の課税所得となるのか。

(2) 所得でないとすれば、それは何人の所有の客体であるのか。また、事業者は、

いかなる法的根拠によつて右残留金を保有するのか。

2 政府は、国家が一方の国民(消費者たる国民)から他方の国民(右商制度の事業者)に対し、法律上の何の対価関係もなしに金銭授受を強制することは憲法第十四条(法の下の平等)に違反するとは考えないのか。 仮に、違反しないと考えるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

第五点 消費者たる国民の消費税法上の地位について

一 問題の所在

講学上、租税法関係の当事者は、租税債権者(国もしくは地方公共団体)及び租税債務者(納税義務者)とされ、間接税における実質的租税負担者(担税者)は、当事者たる地位を認められていない。

しかし、右のような理論は、間接税が個別的・特殊の間接税である限りにおいては妥当するが、一般的・普遍の間接税の場合においては当然に妥当せず、何らかの修正がなされるべきものと考えられる。

今般の消費税のごとく、国民のすべての者を担税者となし、国民生活の全領域にわたる消費・役務の提供を課税対象とし、しかも、その年間税収額が国家予算における年歳入総額の二割に近い莫大な金額となるような事象の下において、担税者たる国民が、消費税法関係の当事者ないし準当事者の地位を付与されることなく、右法律関係と無関係のまま放置されたままであるという事象は、租税法理

主義の原則からみて甚だしく妥当性を欠くものである。

その上、今般の消費税法が、前述のとおり、納税義務免除事業者、限界控除事業者及び簡易課税事業者なる憲法違反的制度を創設し、年間消費税額の一割に近い金額を右事業者に不当に利得させるなどの反憲法的事態の発生を企図している状況下において、担税者たる国民に、右消費税法関係における準当事者の地位を承認することは、国民主権原理・租税法理主義原理からみて、当然の帰結と言ふべきである。

右のような観点に立つて、担税者たる国民には、自己が負担することを強制される金銭支出につき、国税当局に対し、本来納税義務者に認められているあらゆる不服申立権が認められるべきである。

それにもかかわらず、なお国が担税者たる国民に何らの法的地位を承認せず、他方において、租税制度の便宜のために、右のような残留金の諸制度を創設・維持するのであれば、消費税の実質的負担者たる国民は、事業者の下に残留した支出金につき、返還を請求する権利を有すると考えなければならぬ。さらに、右のような不当利得返還請求が、法律上の原因に基づく事業者の利得と構成された結果として法的に不能であるとするならば、消費税を負担した国民は、その負担金中、事業者の下に残留した金額と同額の金銭につき、国に対し、損害賠償請求することが認められなければならない。何故なら、誤った国法の定立ないし国法の執行によつて、担

税した国民は、憲法の保障する財産権を強制的に侵害されたものであり、しかも、国民のその損害発生の原因が国にあることは明らかであるからである。

そこで、右の観点から、政府に対し、担税者たる国民の地位に関し、以下のとおり質問する。

二 政府に対する質問

1 政府は、消費税の担税者たる国民が、消費税法関係において、いかなる権利を保有する法的地位にあると考えるか。

2 仮に、右において、いかなる法的地位も認められないとするのであれば、政府は、消費税法が憲法の規定する国民主権原理・租税法理主義に違反するとは考えないのか。

仮に、合意であると考えるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

3 政府は、右残留金を負担した国民が、残留金を保有する事業者に対し、「消費税名目の支払金が実際には消費税として納税されず、事業者の下に残留し、その所得となっている状況は、消費者たる国民の損失に於いて、法律上の理由がなく、事業者が不当に利得したものである」とする不当利得返還請求権が成立すると考えるか。

仮に、右につき消極であるとするならば、不当利得返還請求権が成立しない法的根拠を、詳細に説明されたい。

4 政府は、右不当利得返還請求権につき消極である場合、残留金を負担した消費者たる国民が、国に対し、国法の定立ないしそ

の執行における国の過誤に基づく損害として、残留金に相当する金額につき、損害賠償請求をなし得ると考えるか。 仮に、右につき消極であるとするならば、損害賠償請求権が成立しない法的根拠を、詳細に説明されたい。

右質問する。

平成元年三月三十一日 内閣総理大臣 竹下 登 参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対する答弁書 第一点二の1及び2について

消費税法(昭和六十三年法律第八号)は、消費税の課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告の手続等について規定しており、消費税の転嫁については、税制改革法(昭和六十三年法律第七号)において、消費に広く薄く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとするとの規定が設けられている。また、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、必要な施策を講ずるものとする旨を併せて規定している。税制改革法のこれらの規定は、法律的な強制力を有する義務規定とはいえないものの、これにより消費税の円滑かつ適正な転嫁が要請されているものである。

第一点二の三の第一について

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)は、事業者が、虚偽表示、誘大な表示など一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をすることを禁止している。

公正取引委員会は、免税事業者に係る消費税の転嫁に関する表示についても、同法の規定に違反するおそれのある表示の例を示し、その未然防止を図っているものである。

第一点二の三の第二について

地方公共団体が事業者として消費税を適正に転嫁しないことは、税制改革法第十一条第一項の趣旨に反するものであり、また、地方公共団体は、消費税の創設を含めて今次の税制改革の円滑な推進に資するための環境整備に配慮しなければならぬとする同法第五条第三項の趣旨にも沿わないものである。政府としては、同法の趣旨にかんがみ、地方公共団体に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう指導を行っているものである。

第一点二の三の第三について

政府は、税制改革法第十一条第二項の趣旨を踏まえ、消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう消費税の仕組み等の周知徹底に努めているものである。

第二点二について

資産の譲渡等に係る消費税(以下「消費税」という。)の納税義務者は事業者であり、事業者と消費者その他の売買契約等の取引の相手方(以下「消費者等」という。)との間の法律関係は、そ

の取引の当事者の関係である。したがって、消費者等が事業者に支払うのはその取引に係る物品やサービスの対価であり、消費税相当額は、物品やサービスのコストとともにその対価に含まれているものである。

第三点二について

免税事業者の制度は、この種の税になじみの薄く我が国の現状を踏まえ、零細事業者の納税事務負担に配慮することが重要であるとの政策的観点から設けることとされたものである。

この場合、免税事業者が消費者から收受する金銭の性格は、その提供する物品やサービスの対価であり、また、その対価は、所得税又は法人税に係る所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は益金の額となる。

第四点二について

中小零細事業者の事務負担等に配慮する趣旨で設けられた簡易課税制度又は限界控除制度の適用を受ける事業者が消費者から收受する金銭の性格は、その提供する物品やサービスの対価である。

この場合、通常、これらの事業者が收受した物品やサービスの対価(消費税相当額を含む。)は、所得税又は法人税に係る所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は益金の額となり、納付すべき消費税額は、所得税又は法人税に係る所得の金額の計算の基礎となる必要経費又は損金の額となる。

第五点二の1について

消費税法上、消費税の納税義務者は事業者であり、したがって、国と消費者との間には消費

税についてのいわゆる租税法関係は生じない。

第五点二の2について

消費税法は、消費税の根拠のみならず、納税義務者、課税物件、課税標準、課税免除及び税率等の課税要件並びに申告手続等について明確に定めており、憲法第八十四条に定める租税法律主義に違反しない。

第五点二の3及び4について

消費者が支払うのは取引に係る物品やサービスの対価であり、消費税法に定める簡易課税制度等により御指摘のような不当利得返還請求権又は損害賠償請求権が生ずるものとは考えられない。

平成元年四月六日 参議院会議録第九号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五
虎ノ門二丁目二番四号	東京都港区
大蔵省印刷局	
電話	03(587)4302
定価	本号一部 三三三円

二四二